

○主な質疑・応答

Q：残地も買収してくれるのか。

A：原則、事業に必要な土地だけを買収させていただきます。残地については、利便性の低下に伴う土地単価の減少分を残地補償として補償させていただきます。

Q：代替地の提供はしてくれるのか。

A：代替地の選定については、補償金の中に移転先選定費用が含まれているので、権利者の方にてお願いします。

Q：建物の解体撤去は、権利者で行うのか。

A：補償金の中に建物の解体撤去の費用が含まれているので、建物の解体撤去は、権利者の方にてお願いします。

Q：解体業者を紹介してもらえないのか。

A：解体業者を起業者側からご紹介することは、公平性の観点から特定の業者に利益供与することになりますので行っていません。解体業者の選定は、権利者の方にてお願いします。

Q：借家人の方への用地取得の説明は誰が行うのか。

A：借家人の方への説明は、基本的には起業者が行います。なお、建物所有者の方などの協力をいただく必要が出てきた場合は、その旨、協力をお願いします。

Q：借地している場合の取り扱いはどうなるのか。

A：土地所有者と借地人として権利割合を決めていただき、その割合に応じて、借地人へは権利消滅の補償を行い、また、土地所有者へはその権利消滅補償額を控除した土地代金をお支払いします。

Q：高架下利用の予定について教えてほしい。

A：高架下利用はまだ決まっていますが、事業を進める中で地元の皆様のご意見を聞きながら大阪府・枚方市・京阪電気鉄道(株)において検討します。

Q：物件の調査はいつするのか。

A：物件調査については、平成26年度中にすべての区間の用地測量・境界確定などを行い、事業に必要な土地の範囲を確定した後、買収に着手する年度ごとに調査をする予定です。なお、用地買収は、鉄道工事に時間を要するところから優先して着手する予定です。

Q：鉄道が高架になって、騒音・振動・日照などの影響があった場合は、補償してくれるのか。

A：騒音・振動については、鉄道施設の詳細設計の際にできる限り周辺に影響が出ないように配慮します。また、工事の事前と事後に調査し影響が出れば、必要に応じて対策を講じます。日照についても、調査を行い影響がある場合は、国の基準に基づき補償いたします。